

鬼怒川グランドホテル株式会社にかかる 株式の譲渡、転換社債型新株予約権付社債の期限前償還 及び債権の弁済受領完了について

平成 18 年 4 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡、転換社債型新株予約権付社債の期限前償還及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称
鬼怒川グランドホテル株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 17 年 1 月 18 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、同年 2 月 28 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 17 年 6 月には、事業再生計画に沿って減増資が行われ、機構は 80 百万円の現金出資により議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得しました。また、平成 17 年 10 月には、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 125 百万円を額面発行価格にて引受けました。

機構は、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般株式会社フレンドシップカンパニーへの譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 5 月末に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて転換社債型新株予約権付社債及び債権についても、それぞれ期限前償還及び弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、80 百万円の現金出資により、議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 転換社債型新株予約権付社債

機構は、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 125 百万円を額面発行価格にて引受けしていました。今般、当該転換社債型新株予約権付社債の全てについて額面にて期限前償還を受ける予定です。

5. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 101,050 千円の債権を金融機関等から 95,998 千円で購入しました。その後、事業収益等による一部弁済に伴い、現在 99,244 千円の債権が残存していますが、今般クローリング時点で残存する債権額について額面にて弁済を受領する予定です。

6. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

(別紙)

株式譲受会社概要

株式会社フレンドシップカンパニー

住所 : 栃木県宇都宮市
代表者 : 皆川春安
設立 : 平成 18 年 3 月 3 日
資本金 : 10 百万円